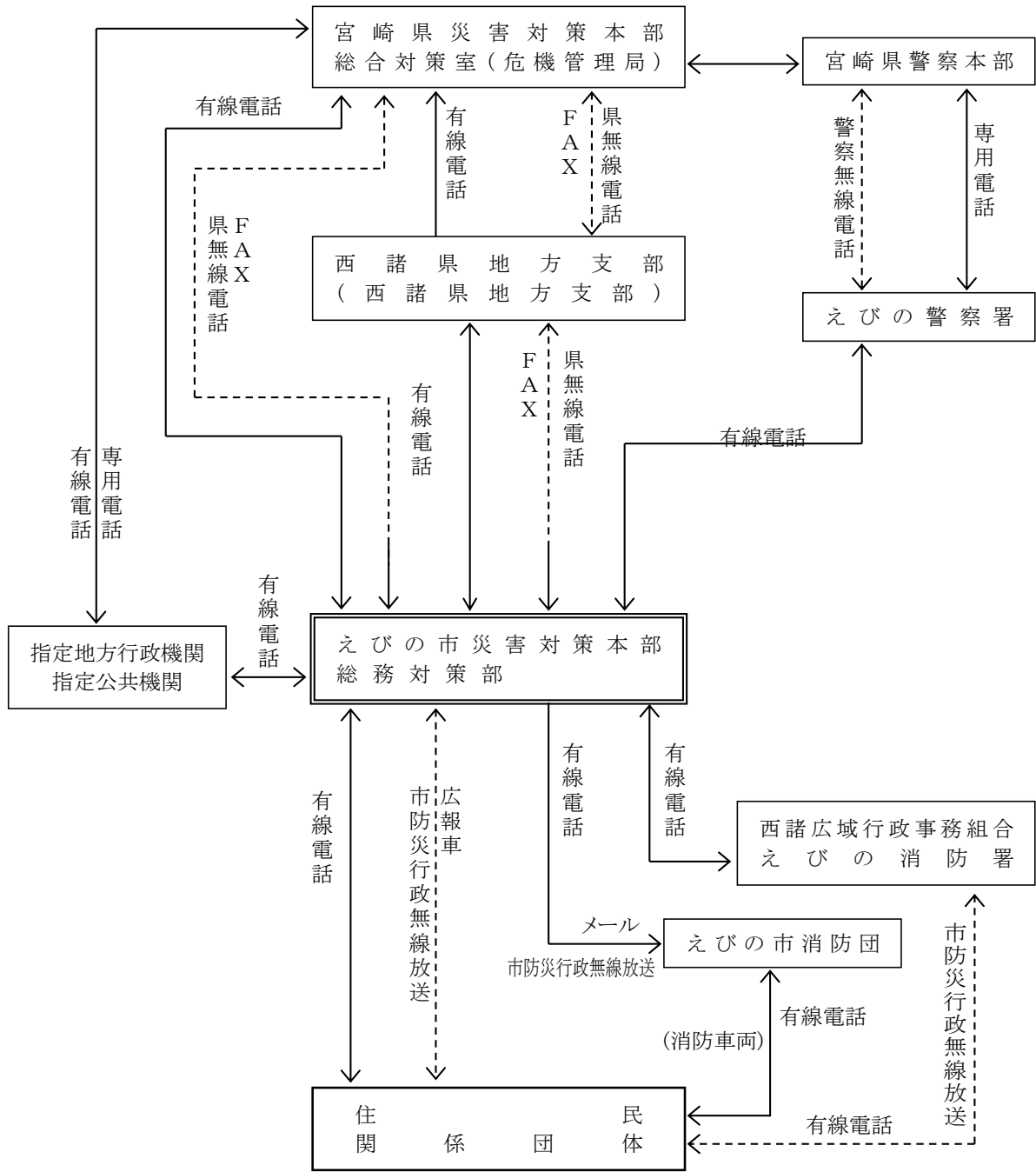


IV 通信・防災無線

1 えびの市における通信利用系統表



2 水防信号

水防法第 20 条の規定による水防信号

(1) 警戒信号（水防第 1 信号）

はん濫注意水位に達したことを知らせるもので、水防団（消防団）幹部の出動を行い、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備を知らせるもの

(2) 出動信号（水防第 2 信号）

水防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

(3) 協力信号（水防第 3 信号）

当該水防管理団体（市）の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

(4) 避難信号（水防第 4 信号）

必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

方法・区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
(水防第 1 信号) 警戒信号	○休止○休止○休止	約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 ○ 休止 ○ 休止
(水防第 2 信号) 出動信号	○○○ ○○○ ○○○	約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 ○ 休止 ○ 休止
(水防第 3 信号) 協力信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 ○ 休止 ○ 休止
(水防第 4 信号) 避難信号	乱 打	約 1 分 約 5 秒 約 1 分 約 5 秒 ○ 休止 ○ 休止

(備考)

1. 信号は適宜の期間継続すること。
2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
3. 危険がなくなったときは口頭により伝達し、周知させるものとする。